

矢 吹 町 教 育 大 綱

(基本理念)

緑豊かな大地に

主体的に生きる心豊かな人間の育成



ICT教育の推進



複合施設 KOKOTTO



さわやか健康マラソン



未来くるやぶき



三十三観音史跡公園



中畑公園



離乳食教室



親子あそびのひろば



むし歯予防出前講座

令和6年4月
矢 吹 町
矢吹町教育委員会

目 次

I	教育大綱の位置付け	1
II	教育大綱の構成	2
	(1) 基本理念	2
	(2) 基本目標	3
	(3) 重点政策	4
(参考資料)		
	関係法令条文（抜粋）	8

I 教育大綱の位置付け

矢吹町教育大綱（以下「教育大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3及び「教育基本法」第17条第2項の規定に基づく、国及び県の教育振興計画を踏まえながら、矢吹町の最上位計画である「第7次矢吹町まちづくり総合計画」との整合性を図り、本町の教育行政を推進する基本となる目標や総合的な施策の方向性を示した指針として定めるものです。

子育て、学校教育、社会教育、文化財、文化・芸術、スポーツの振興の実現のために必要な施策に関する中長期的な計画です。

第7次矢吹町まちづくり総合計画 計画期間：R6～R13年度 8年間

■将来像

「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき」

■まちづくりの基本理念

「共生・調和・挑戦 未来を見据えた持続可能なまちづくり」

■前期基本計画（R6～R9年度 4年間）

【まちづくりの柱】

- ①子育て・教育・文化・スポーツ ②地域産業・雇用 ③健康福祉 ④生活基盤
⑤環境 ⑥行財政

教育分野の計画

矢吹町教育大綱 計画期間：R6～R9年度 4年間

（教育の目指す基本的な方向性）

毎年、総合教育会議を開催し、首長と教育委員会が協議、調整を尽くし、本教育大綱に基づく教育行政の一層の充実を図ります。

第5次矢吹町教育振興基本計画 計画期間：R6～R9年度 4年間 （教育大綱の施策を年度ごとに進捗管理する実施計画）

教育基本法等の関係法律、国及び福島県における各種計画及び社会情勢の動向等を踏まえ、本町の計画に大きな影響がある場合は、随時、見直します。

また、矢吹町教育振興基本計画の各種施策において、SDGs（17のゴール・169のターゲット）を意識した取組みを推進します。

なお、限られた人財と財源を有効活用するとともに、効果的にデジタル技術を活用しながら、「若い世代、子育て世代に選ばれるまち」を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。
「誰ひとり取り残さない（leave no one behind）」を誓っています。



教育分野の個別計画等

子育て支援 学校教育 社会教育 文化財 文化・芸術 スポーツ その他の計画

Ⅱ 教育大綱の構成

第 7 次矢吹町まちづくり総合計画の基本理念は、住民本位のまちづくりとして「共生・調和・挑戦 未来を見据えた持続可能なまちづくり」を掲げ、将来像は、「人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき」と示し、医療・福祉、都市基盤、よりよい教育環境等を整え、安全・安心なまち、産業が元気で多様な働き方が選択できるまち、多くの人で賑わうまち、子育て世代に選んでもらえるまちを創造し、都市部を上回る利便性と魅力を備えた新たな地方像の実現を目指しています。

このまちづくりの基本理念と将来像を基本に、教育大綱では、本町における子育て、学校教育、社会教育、文化財、文化・芸術、スポーツに関する教育行政を総合的に推進するため、第 7 次矢吹町まちづくり総合計画の 6 つの「まちづくりの柱」(①子育て・教育・文化・スポーツ、②地域産業・雇用、③健康福祉、④生活基盤、⑤環境、⑥行財政)に定められている教育に係る 3 つの「まちづくりの柱」(上記①、②、④)の施策及び教育との連携が必要な他分野における施策を重点政策として、それぞれの方向性を整理しました。

なお、教育現場が抱える課題、子育て支援策、少子化の進展、学力向上、文化財、文化・芸術、スポーツの振興など、将来につながる重要な施策について、方向性を共有し、課題解決に向け、取り組みます。

(1) 基本理念 (2) 基本目標 (3) 重点政策

教育大綱は、第 7 次矢吹町まちづくり総合計画の基本理念や将来像を基に、「基本理念」、「基本目標」、「重点項目」によって構成します。

(1) 基本理念

第 7 次矢吹町まちづくり総合計画を基本にしながら、教育の継続性、一貫性を重視し、平成 28 年度に策定した「矢吹町教育大綱」の基本理念を継承します。

矢吹町の将来像

人が集い みんなで育み・学び・支え合う さわやかな田園のまち やぶき を目指し

教育大綱の理念を

『緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成』 とします。

- 全ての子どもたちが夢と希望を持って成長できる取組みや子育て世代に選ばれる子育てしやすい環境整備を目指します。
- 人づくりの基本である家庭教育と幼児教育・学校教育の連携と充実を図り、子どもたち一人一人に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むことを目指します。
- 地域の伝統文化の継承をはじめ、貴重な町の文化財の理解と保護に努めながら、町の良さに気づき、さらに文化・スポーツなどの生涯学習活動を通じて、多くの町民とともに主体的に歩み、矢吹町に生まれ育って良かったと実感できる取組みを目指します。

〔2〕基本目標

矢吹町では、第7次矢吹町まちづくり総合計画を基に、子どもたちの将来の夢の実現に向けた応援や、現在、子育てしている世代への支援を図りながら、園児・児童・生徒が当たり前に楽しい園・学校生活が行える魅力ある教育・保育環境の充実に努めます。

また、遊び、生活習慣等を通じた0歳からの人づくりに関する育児教育及び、妊娠から子育て期にかけた食育、健診など、妊娠、出産及び子育てに対する相談、支援体制の充実に努めます。

なお、町の歴史や文化・芸術、自然環境などの特性や強みを生かしながら、町民一人一人が学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着が実感でき、歴史・文化の薫るまちづくりを進めます。

さらに、スポーツを軸とした地域課題の解決にデジタル技術を活用し、スポーツとデジタルそれぞれの価値を掛け合わせ、町内の施設等を有効に活用しながら、子どもから高齢者まで、様々な世代が取り組める事業を展開していきます。

まちづくりの基礎は人づくりであり、まちの将来を担う子どもたちを健やかに育てていくことは、家庭、地域、企業、保育園、幼稚園、小中学校、教育委員会のみならず、社会全体が取り組むべき大切なことです。

その実現のため、矢吹町及び矢吹町教育委員会は、心豊かな人づくり、人と人がつながる豊かな地域づくりに向け、幅広い分野において各種施策に取り組みます。

〔3〕重点政策

教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向けて、「第7次矢吹町まちづくり総合計画」の中で、教育分野にかかる次の3つの「まちづくりの柱」を重点政策と設定し、その分野別のテーマを重点項目と位置づけ、目指すべき姿の実現に向け、政策、施策を推進します。

なお、町部局と教育委員会では、これまでも、教育分野の課題と目指すべき方向性について、共通の認識のもと事業を展開しており、矢吹町の最上位計画である「第7次矢吹町まちづくり総合計画」との整合性が図られています。

■重点政策：教育に係る3つの「まちづくりの柱」

【重点政策1】①子育て・教育・文化・スポーツ 5つの分野 9つの基本施策

子育てしやすい環境整備や乳幼児期、小・中学校における学力向上に取組み、教育の充実に図るとともに、子どもたちが地域の中で健やかに成長する環境整備を推進します。また、人生のあらゆる場面で学習できる機会を提供し、歴史・文化の薫るまちを目指します。さらに、生涯スポーツの振興及びスポーツを活用したまちづくりを推進します。

【重点政策2】②地域産業・雇用 1つの分野 1つの基本施策

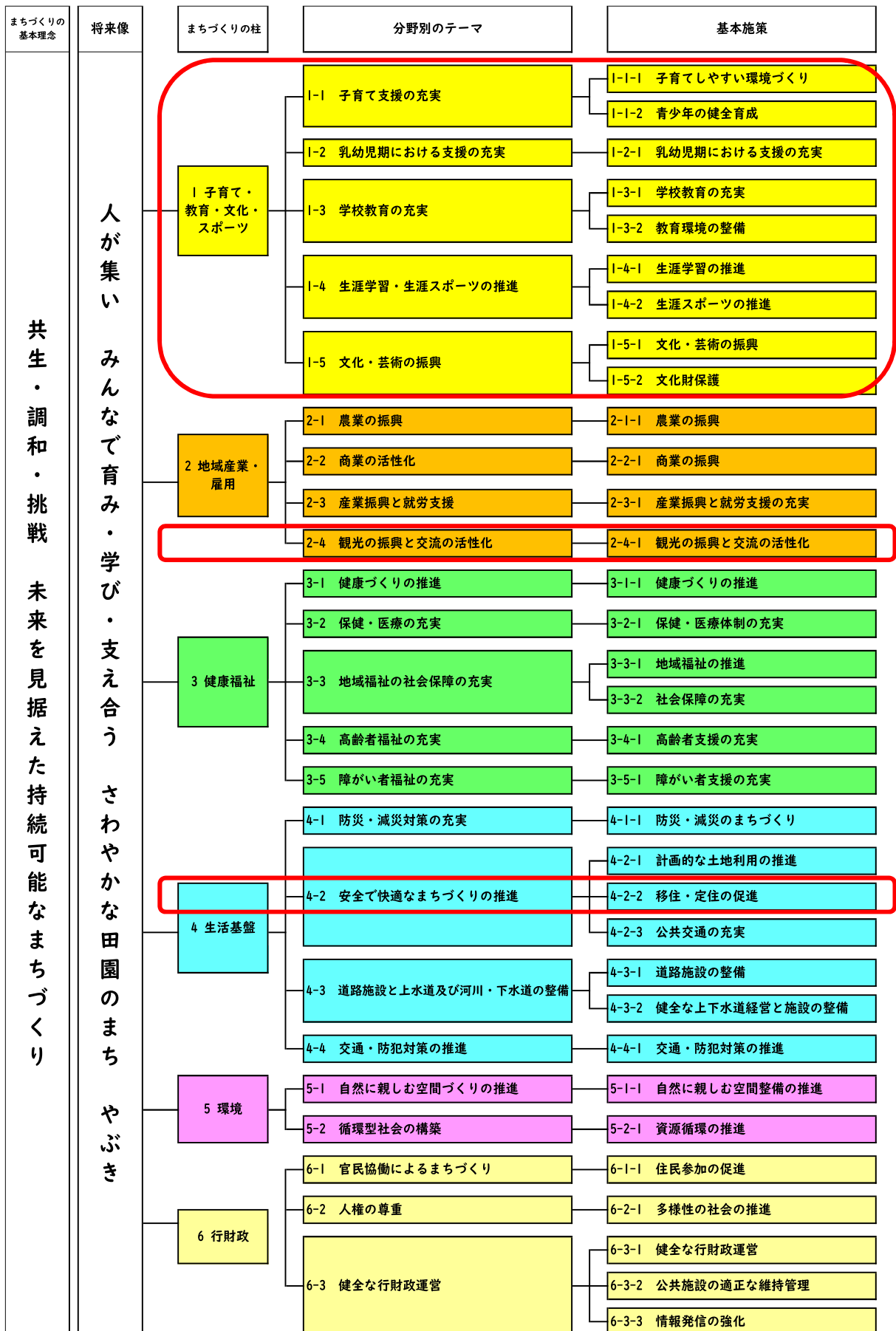
交通利便性を活かし、観光振興と交流人口の拡大を図り、元気で活力のあるまちを目指します。

【重点政策3】④生活基盤 1つの分野 1つの基本施策

生活の基盤となる住環境の確保に向けた支援の充実に図り、移住・定住者に選ばれるまちを目指します。

※その他の分野においても、子どもの育ちや社会的自立に向けた支援、まちづくりのための人材育成などに取り組みます。

■「第7次矢吹町まちづくり総合計画」の施策体系と教育大綱の重点政策



※ 2-4 観光の振興と交流の活性化 の囲みの箇所：教育大綱の重点政策が位置づけされている基本施策

① 子育て・教育・文化・スポーツ

分野別テーマ	1-1	子育て支援の充実
基本施策	1-1-1	子育てしやすい環境づくり

【目指す姿】

「子育て世帯への相談体制と子育て環境の充実」に取組み、
子育て世代に選ばれるまちを目指します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 子育て支援事業	子育て支援課	01010101
(2) 子ども医療費助成事業	子育て支援課	01010102
(3) 放課後児童クラブ事業	子育て支援課	01010103
(4) 要保護児童対策事業	子育て支援課	01010104
(5) 屋内外運動場管理運営事業	子育て支援課	01010105
(6) 矢吹っ子応援事業	子育て支援課	01010106
(7) 子ども子育て支援基金事業	子育て支援課	01010107
(8) 子ども議会開催事業	教育振興課	01010108
(9) 子ども家庭センター事業	子育て支援課	01010109



分野別テーマ	1-1	子育て支援の充実
基本施策	1-1-2	青少年の健全育成

【目指す姿】

子ども達への支援を充実し、各種活動の活性化を図ります。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 中畑清旗争奪ソフトボール大会事業	生涯学習課	01010201
(2) スポーツ少年団育成事業	生涯学習課	01010202
(3) 青少年地域活動事業	生涯学習課	01010203
(4) 子ども会育成会支援事業	生涯学習課	01010204
(5) 青少年サポート事業	教育振興課	01010205



分野別テーマ	1-2	乳幼児期における支援の充実
基本施策	1-2-1	乳幼児期における支援の充実

【目指す姿】

子どもを産みやすく、育てやすい環境を実感できるようにし、
出生数を増やします。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 乳幼児健康診査事業	子育て支援課	01020101
(2) 幼稚園・保育園等利用者支援事業	子育て支援課	01020102
(3) 妊婦支援事業	子育て支援課	01020103
(4) 育児支援活動事業	子育て支援課	01020104
(5) 保育園業務運営事業	子育て支援課	01020105
(6) 幼稚園管理運営事業	子育て支援課	01020106
(7) 幼稚園預り保育事業	子育て支援課	01020107
(8) 幼稚園施設改修事業	教育振興課	01020108
(9) 待機児童解消継続事業	子育て支援課	01200109



分野別テーマ	1－3	学校教育の充実
基本施策	1－3－1	学校教育の充実

【目指す姿】

小学生及び中学生全体の基礎学力の向上を目指します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 外国語指導助手活用事業	教育振興課	01030101
(2) 小中学校管理運営事業	教育振興課	01030102
(3) 学力向上対策事業	教育振興課	01030103



分野別テーマ	1－3	学校教育の充実
基本施策	1－3－2	教育環境の整備

【目指す姿】

教育環境の適正な維持管理により児童生徒が、安全、快適で、楽しく過ごせる教育環境を目指します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 児童生徒サポート推進事業	教育振興課	01030201
(2) 子ども安全対策事業	教育振興課	01030202
(3) 学校等規模適正化推進事業	教育振興課	01030203
(4) 地域学校協働活動推進事業	生涯学習課	01030204
(5) 学校給食運営事業	教育振興課	01030205



分野別テーマ	1－4	生涯学習・生涯スポーツの推進
基本施策	1－4－1	生涯学習の推進

【目指す姿】

学びの機会を提供し、生涯学習の充実を図ります。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 生涯学習情報提供事業	生涯学習課	01040101
(2) 町民講座開設事業	生涯学習課	01040102
(3) 公民館管理運営事業	生涯学習課	01040103
(4) 図書館管理運営事業	生涯学習課	01040104
(5) 複合施設管理運営事業	生涯学習課	01040105
(6) 高齢者生きがいをづくり事業	生涯学習課	01040106



分野別テーマ	1－4	生涯学習・生涯スポーツの推進
基本施策	1－4－2	生涯スポーツの推進

【目指す姿】

スポーツ人口を増やし、健康なまちを目指します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 文化・スポーツ振興事業	生涯学習課	01040201
(2) 総合型地域スポーツクラブ事業	生涯学習課	01040202
(3) スポーツ協会支援事業	生涯学習課	01040203
(4) 市町村対抗大会支援事業	生涯学習課	01040204
(5) 体育施設管理運営事業	生涯学習課	01040205



分野別テーマ	1－5	文化・芸術の振興
基本施策	1－5－1	文化・芸術の振興

【目指す姿】

文化センターの自主事業再開によりすぐれた芸術・文化に触れる機会を提供します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 文化センター管理運営事業	生涯学習課	01050101
(2) ふるさとの森管理運営事業	生涯学習課	01050102
(3) あゆり祭事業	生涯学習課	01050103
(4) 大滝清成氏顕彰「さわやか詩集」表彰事業	生涯学習課	01050104



分野別テーマ	1－5	文化・芸術の振興
基本施策	1－5－2	文化財保護

【目指す姿】

保管文化財の管理・公開に取り組み、重要な歴史・文化に触れる機会を提供します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 町文化財保護活用事業	生涯学習課	01050201
(2) 歴史民俗資料館整備検討事業	生涯学習課	01050202



② 地域産業・雇用

分野別テーマ	2－4	観光の振興と交流の活性化
基本施策	2－4－1	観光の振興と交流の活性化

【目指す姿】

祭りやイベント、交流事業等を通じて、本町の知名度向上に努めるとともに、交流人口の拡大を図ります。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 三鷹交流会事業	生涯学習課	02040101
(2) 日本三大開拓地交流事業	教育振興課	02040105



④ 生活基盤

分野別テーマ	4－2	安全で快適なまちづくりの推進
基本施策	4－2－2	移住・定住の促進

【目指す姿】

空き家の有効活用を図るとともに、制度の周知を図りながら移住・定住を促進します。

対策・取組の事業名、所管課、管理 ID

(1) 奨学金返還支援事業	教育振興課	04020202
---------------	-------	----------



(参考資料)

1 関係法令条文 (抜粋)

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 26 年 6 月 20 日改正）

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えられるものと解釈してはならない。

■ 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。